

2 消防団の役割

（現状等）

さらに、大規模災害時には、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難支援についても、関係行政機関、関係団体（自治会、自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ、社会福祉協議会、民生委員等）など地域との連携の下に対応することが求められている。

また、大規模災害時の円滑な対応のためにも、平常時における高齢者家庭への訪問など地域コミュニティ活動は重要であるし、それらの活動についても、消防団の果たすべき役割の一つと考えている。実際に、全国的な消防団員の出動件数の割合を見ると、広報・指導活動（14.0％）は、火災（7.1％）や特別警戒（12.6％）での出動を上回る状況となっている（資料8）。

（今後の方向性）

また、高齢者、障がい者等の災害時要援護者等の避難支援については、消防団は地域で顔の見える関係をつくることができることから、その役割の一つとして期待が高まっているが、マニュアル等で活動のあり方を示すことで、より活動が促進されると思われる。その検討の中で、消防機関、自治会、社会福祉協議会及び民生委員など多様な主体のつなぎ役として、市町村が果たすべき役割についても留意すべきである。

さらに、未然に火災等を防ぐという理想に向け、また、災害時の円滑な対応につながるという趣旨もあり、子どもの頃からの防災教育を含め、住民への防災知識の普及啓発も消防団の重要な活動であると認識する必要がある、その推進の方策を検討する必要がある。

消防団は、その地域との密着性ゆえに様々な側面を持っている。将来的には、常備消防や自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ等との連携により、地域の総合防災力をどのように整えていくか、大規模災害時にはかなりの規模の消防力が必要であるという点も踏まえつつ、そのあり方についての議論を市町村ごとに深めていく必要があると考えられる。

3 常備消防・自主防災組織等との連携

(現状等)

災害時に効果的に地域の防災力を一体として発揮するためには、その担い手である市町村の消防機関としての常備消防、消防団と、住民の自主的な組織である自主防災組織等の3者の効果的な連携が不可欠である。

まず、消防団と常備消防との関係では、消防団は、消防機関であることはもちろんであるが、住民の自発的な参加によって維持されている組織であるという一面も有し、住民に身近な存在であるという特色を持っている。そのため、特に火災予防活動や大規模災害時の住民の避難支援などにおいて、地域に密着したきめ細やかな活動が期待される。常備消防と消防団、それぞれの特色を活かした活動を一層充実しつつ、連携をより強化していく必要がある。

消防団と自主防災組織等との関係では、消防団はその性質上、地域の防災リーダーとしての役割が期待されている。

自主防災組織の中には、可搬ポンプなどを有するなどかなり能力の高い自主防災組織も存在し、また、大都市部の大規模集合住宅等の住民の中には、消防団にあまり頼らず自主防災組織を立ち上げ、熱心に活動をしているところもあるが、消防団と自主防災組織等との連携を進め、互いに顔が見える関係になることが有効であると考えられる。

埼玉県川口市では、自主防災組織の育成及び指導は、市及び消防機関（常備消防及び消防団）等が共同して行う（総括的な事務は市総務部災害対策室が担当）こととされ、自主防災組織（基本として町会等を単位）には、本部、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班、その他地域事情により必要とされる活動班が設けられ、さらに予防活動（平常時の活動）と応急活動（発災時の活動）についての任務分担も決められている。また、地区防災連合会（地区連合町会区域内の自主防災組織の連合組織）の会長は地区連合町会長がその任に当たり、消防団員又は消防団等防災関係業務の経験者等から指導者を数名委嘱するものとされている。このように、市、常備消防、消防団及び自主防災組織との連携を図ることは極めて重要である。

(今後の方向性)

消防団と常備消防との連携を強化していくための方策について引き続き取り組んで

いく必要がある。特に、地震などの大規模災害時や中山間地、離島等での災害の場合、消防団からの常備消防への情報伝達は重要不可欠である。そのため、平成 28 年 5 月 31 日までとされている消防救急無線のデジタル化の動きにあわせた体制整備を進めることが必要である。

消防団と自主防災組織等との連携については、様々なものが見られるが、合同訓練の実施や体験入団を行うなど平常時からの交流（住民への防災啓発や会議等）が必要であり、そのモデル的なものを示していくことも有効と考えられる。

また、自主防災組織等の一部が消防団に入団（基本団員に限らず、機能別団員としても）して活動することも地域防災力の向上のためには有効ではないかと考えられる。

消防団と自主防災組織等の連携に当たっては、自主防災組織等の活動状況等やそれぞれの地域の実情により異なってくるものと考えられるが、日常の消火訓練や防災啓発はもとより、災害時を想定した救助・救出等についても、自主防災組織等が消防団から助言を受けながら知識、技術を身につけ、ともに地域防災を担う集団として、災害発生時に自主防災組織等のマンパワーと消防団の専門知識・技術を活用し、効果的な防災活動が行えるよう努めることが重要である。

5 女性・学生消防団員の入団促進策

（現状等）

女性消防団員については、平成 22 年 4 月 1 日現在で、19,043 人と、年々増加しており、5 年前の平成 17 年に比べ、5,179 人、約 4 割増加している。しかし、女性の入団には、まだ懐疑的な消防団があり、女性団員のいる消防団は、平成 22 年 4 月 1 日現在で約半数（52.5%）である（資料 12）。

今回実施した女性消防団員に対するヒアリング結果（資料 13）等から見ると、その活動としては、応急手当の知識の習得と指導や独居高齢者宅の防火訪問、紙芝居などで幼年防災教育等を主に実施し、女性団員は、地域に密着して生活し、地域コミュニティとの結びつきが強い等といった特徴を活かし、重要な活動を行っている。

他方で、三重県津市のデージー分団は、平成 18 年 1 月に女性のみで組織する分団として発足し、平成 22 年 4 月 1 日現在 15 名で活動しているが、広報活動などに加え、消

火活動の訓練も行っている（資料 14）。この事例からも分かるように、一部では男性と同様の消火活動や水防活動等に参加している団員もあり、幅が広がってきている。

また、ヒアリングでは、今後の活動として、さらに高度な防災教育、広報活動や独居高齢者宅の把握・防火訪問、要援護者支援等に取り組みたいとの意見があった。

さらに、女性の活動に必要なものとして、女性用更衣室、トイレ、シャワー室などの施設や広報活動用の車両、防災教育用資機材などの装備があげられ、それらは十分整っているとはいえないとの声が聞かれた。

学生については、平成 22 年 4 月 1 日現在、1,804 人であり、人数としては多くないが、消防団員の平均年齢は、平成 22 年 4 月 1 日現在 38.8 歳となっており、上昇が続いていることに鑑みると、若者の入団促進策の一つとして重要である。特に、大学等の多い大都市部においては、学生等への入団の働きかけは有効であると考えられる。

（今後の方向性）

女性団員の入団促進を図るためには、趣味のサークル等での仲間から輪を広げることや、結婚、出産などのそれぞれの事情を踏まえた声掛け、団員として活動している姿を積極的に広報するなどの工夫が必要である。また、全国女性消防団員活性化大会が毎年開催され、女性団員の交流が行われているが、各都道府県や各地域など小規模な単位で交流ができる機会を設けることも有効ではないかと考えられる。

また、消防団の役割として、ますます重要になってくると思われる応急手当の普及や子ども達への防災教育等、女性の特性を活かして活躍できる場が多くあるということを広報することが重要である。さらに、実際の活動に際しては、本人の希望に応じた活動の広がり確保することも必要である。

女性団員のいない消防団に対しては、消防団員確保アドバイザー（特に女性アドバイザー）による情報提供や助言（資料 15）の継続などにより、女性の特性を活かして活躍できる分野があること、津市のデージェー分団のように、女性も男性と同様に活動している事例があることを認識してもらうことが必要である。

こうしたことによって、将来的には、活動内容において役割分担はあっても、意識の上において性別を気にしなくなることが理想である。

なお、女性の入団促進のため、当検討会のヒアリングにおいても女性用の更衣室、トイレやシャワーといった施設、それから、制服、防災教育用資機材等が必要との結果が

出ているところであり、現場の声を踏まえた施設・資機材の整備を進めていく必要がある。その際、女性が扱いやすい、より軽量の装備も検討する必要がある。

さらに、女性も男性と同様に活動するなど、活動分野が広がりを見せ、かつ、女性ならではの活動が期待され、重要となってきた。そのような中で、女性に対する研修・訓練の場が多くないとの声があるため、消防団全体の充実強化のためにもその実態を踏まえた研修・訓練の実施を検討すべきである。

学生等の入団促進を図るためには、同世代の学生等の消防団員が若い自由な発想で入団促進策を検討し、実践していくのも効果的と考えられる。

また、防災ボランティア組織としての活動を認められて平成 22 年 4 月に千葉市消防団第 3 分団 5 部として発足した淑徳大学学生消防隊のように（資料 16）、社会貢献に意欲があり、特に、防災の意識が高い学生は潜在的には相当数存在すると考えられることから、その人数を増やし、自主的な活動から消防団の活動へと段階的に移行していく方法も考えられる。

さらに、学生等の若年層の入団希望者が簡易に入団手続きの流れが分かるよう、総務省消防庁のホームページ等を活用して情報を提供するなど工夫をすべきと考えられる。

6 将来の消防団員等の地域防災を担う人材の育成

（現状等）

人口が減少する中で、将来の消防団員等の地域防災の担い手を育成するためには、ヨーロッパ等の例にも見られるように、幼い頃からの防災教育が非常に重要である。

少年消防クラブ活動などを通じて青少年への防災教育が行われているが、少年消防クラブがある市町村は全体の 35.8%にとどまる。また、クラブ員の内訳を見ると小学生が 71.9%、中学生が 27.3%となっており（平成 21 年 4 月 1 日現在）、小学生が中心となった活動が多い（資料 17）。

しかし、平成 20 年に総務省消防庁が各市町村に対し、高校生など 16 歳から 18 歳までの青少年に対象を広げることにについて検討を依頼したということもあり、平成 22 年 3 月末に五戸高校少年消防クラブが結成されるなど、高校生のクラブ員も誕生している。

平成 21 年度に少年消防クラブの充実方策に関する検討会が報告書を取りまとめたこ

と等を受け、平成 22 年 1 月には少年消防クラブ活性化推進会議が設置された。4 月には、55 のクラブが「モデル少年消防クラブ」に選定されるなど、少年消防クラブの活性化の動きが出始めているものの、指導者の養成や活動費の不足などの課題がある。

市町村の中には、例えば、新潟県長岡市のように「未来の防災リーダー育成講座」（平成 21 年度においては、市内の中学生を対象に消防本部に合宿して消防体験・防災学習を実施）を展開している例などもあり、また、小学校の総合学習で消防署や消防団を学ぶ機会もあり、未来の防災リーダー育成への取組みが広がっていく素地はあるものと考えられる。

なお、ヨーロッパ各国では、青少年消防活動が活発であり、

（１）年齢が 17 歳（日本の高校生）までのところが数多くある。

（２）青少年消防隊の活動が義勇消防（日本の消防団）の人材確保に大きな役割を果たしている。

（３）活動は、ポンプ操法などを取り入れた実践的な内容が主であり、キャンプなどのレクリエーション活動も活発。

（４）青少年消防隊のメンバーは、消防の資機材を扱えることや消防署内に専用のロッカールームなどが備えられていることもあり、地域の義勇消防の一員であるという誇りを持って活動。

（５）各国で青少年消防競技大会を実施（ヨーロッパ青少年消防オリンピック出場の予選を兼ねるものも多い）。

（６）ドイツでは 25 万 7 千人、オーストリアでは 2 万 5 千人、フィンランドでは 1 万 2 千人の青少年消防隊員が活動。

といった特徴（「少年消防クラブの充実方策に関する検討会」報告書（平成 22 年 3 月）参考資料 3）がある。

（参考）

○ヨーロッパ青少年消防オリンピックの概要

主催：C T I F（ヨーロッパの消防連合組織）

開催概要：青少年消防オリンピックは 2 年に 1 回開催、2009 年 7 月に第 17 回大会がチェコ共和国で開催。出場 23 カ国の代表等 49 チームが参加（初参加の日本を含む）。

競技：・消防障害物競技

・スポーツ競技（400m障害リレー）

（今後の方向性）

ヨーロッパに見られるように、将来の消防団員等の地域防災の担い手を子どもの頃から一貫して養成していくことは非常に重要なことであり、子どもの頃から防火・防災に関する意識付けを行い、将来の地域防災の担い手を育てる基盤的活動として、少年消防クラブの活動の活性化を進めていく必要がある。その際、他の少年消防クラブとの交流を図ることはお互いの意識の向上にもつながり、非常に有効と考えられる。

特に、中学生・高校生については、将来の地域防災の担い手として、及び、現時点においても、ある程度の体力を有していることから、防災活動に積極的に参加し、地域防災力の向上に寄与する主体として活躍していくことが期待される。

なお、青少年への防災教育の推進に当たっては、指導者の確保・養成を推進する必要がある。特に中学生や高校生が災害時の地域防災の担い手として活動するためには、消防防災に関する高度な知識や技術を持った指導員が必要である。消防職員や消防団員も積極的に協力することが望まれ、また、学生等の若い消防団員が、年齢が近いという立場を活かして指導することも有効と考えられる。

とりわけ、消防団は防災に関し、地域コミュニティの中核的存在であり、また、地域の先輩住民でもある。よって、消防団は、常備消防はもとより、学校、自治会、自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ、民生委員などとの連携協力の中において、積極的に少年消防クラブ活動をはじめ子ども達への防災教育に対しても支援していくことが望まれるところである。

また、平成 22 年度にスタートした「モデル少年消防クラブ」については、クラブの追加指定等の取組みを進め、これを周知し全国的な取組みへと発展させていくべきである。そのためにも、学校関係者や社会一般への広報の強化も必要である。

さらに、国において、別途、先進的・先導的な取組みに対して支援を行い、その取組みの成果をモデルとして全国に周知していくような施策の検討が望まれるところである。